

◎工事請負契約における最低制限価格の算定方法

東久留米市が発注する工事の請負契約における最低制限価格の算定方法は以下のとおりです。

1 対象工事

予定価格130万円以上の工事請負契約で入札を行うもの。

2 設定範囲

予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内で設定します。

3 最低制限価格の算出方法

予定価格の算出の基礎となった以下の(1)～(4)の合計額に100分の110を乗じた額(小数点以下切捨て)とします。ただし、発生材(有価物)の売却費またはガス工事費等が含まれている場合はその費用を(1)～(4)の合計額に合算します。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

4 最低制限価格の設定

予定価格の内訳から、原則として上記3の算出方法により算出したうえで、上記2の設定範囲内で案件ごとに設定します。

なお、最低制限価格は公表しません。